整理番号 都整-法申-11

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(防災・耐震化計画)(06-6208-9622)
	同上
	建築物の耐震改修の計画の変更の認定
概要	建築物の耐震改修の促進に関する法律では、建築物の耐震改修の計画について所管行政庁の認定を受けた者が、当該計画の認定を受けた計画の変更をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項及び第18条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第28条、第31条及び第32条 令和3年国土交通省告示第1537号 平成25年国土交通省告示第1062号 大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条
審査基準	・耐震改修計画の変更内容が建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条等の規定に適合すること。
標準処理期間	申請物件ごとに耐震改修計画が異なるため、標準処理期間を設定することは困難
経由日数	-
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課防災・耐震化計画グループ
提出時期	随時
提出方法	申請書等の必要書類を都市整備局市街地整備部住環境整備課(防災・耐震化計画)へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課 (防災·耐震化計画)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000260131.html
備考	